

議会改革特別委員会

令和7年4月24日

葛城市議会

開 会 午後2時00分

西川委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。4月で年度が変わって、本当に式とか、いろいろと出席する会とかも、本当に皆さん多忙やったと思いますけど、本当に急な招集にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、協議していただく内容のほう、3つありますので、皆さん、また慎重な審議のほう、よろしくお願いを申し上げます。

委員外議員のご紹介をします。増田議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件1、議会議員が委員となる各種委員会などについてを議題といたします。

令和7年の3月定例会中の14日に本委員会を開催をいたしまして、市長の附属機関などに議員が委員として出席すべきか、協議をさせていただきました。また、当日の委員会中に議案上程をされていまして、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正する条例の中の総合計画及び総合戦略策定審議会及び総合計画及び総合戦略評価審議会に議員が委員として出席すべきか、各委員から意見をいただきました。このときは、本委員会で結論を出すことはしませんでしたでしたが、その後開催されました総務建設常任委員会、また、その後の本会議において、私のほうから委員会で提出させていただきました修正案が可決をされ、議員という枠で2つの当該審議会には出席しないということになりました。

以上のことから、前回の本委員会で提示をさせていただきました、議会議員が委員となる各種委員会などについて、修正議決されました議案を1つの例として、一定の基準、また考え方で振り分けをしてみました。その内容について事務局から説明をしていただきます。

岩永調整員。

岩永書記 議会事務局の岩永です。

それでは、私のほうから、市長の附属機関ほか各種委員会に議会議員を委員として選出するか、一定の考え方により区分いたしました内容についてご説明いたします。

最初に、資料の5ページを開いてください。選定条件整理表というのがございます。この表で、委員選出の条件や委員会での協議内容、市長からの諮問内容により、議会から委員としての議員選出の可否や、条件次第で議会議員を委員とすることを可とする等、内容をまとめましたので、ご覧いただけたらと思います。

それでは、説明のほうへ入っていきます。それでは表の左、番号の1番から説明いたします。表の一番左、1番ですが、枠を青色にしております。番号枠の色につきましては、手前の1ページから7ページまでと共通にしております。どの要件で判定されたかが分かるように色分けをしております。1番ですが、市長の附属機関ではなく、広域行政や市が直接運営等していない団体等についてということで、これについては、二元代表制について影響ないであろうと。そういう委員会と判断しますので、議会からの委員選出を可とします。出ても

いいということにします。

1 ページから 4 ページの表中、一番右の委員会枠に同色、青やったら青色にしております。一番左ですね。一番右の、選出の有無の理由、その欄に同じ 1 番というのが入力されているのが、この理由により判断したものということになります。

次に、2 番で枠が緑色、これにつきましては、選出枠が市議会の議員ほか、市議会議員やその役職等を条件としているもので、法律等、国の法令に明記しているものということで、こちらのほうは、国の法律等で定められている限り、委員を拒否することはできないということで、議会からの委員選出を可といたします。それは資料の 2 ページの 16 番、都市計画審議会、これのみが該当いたします。

次に、番号が 3 と 4、縦 2 つ、一緒に行きます。3 と 4、2 枠とも、これは赤色で枠を囲っております。これは選出枠が市議会議員、市議会の議員ほか市議会議員やその役職等を条件としているもので、市の条例等に明記しているもののうち、議会に上程される議案の協議がそこでされているものが 3 番、計画を策定するものというのが 4 番としております。この 3 と 4 については、二元代表制の観点から、市議会議員が関与することはふさわしくないのではないかとということで、委員の選出は不可としております。

次に、番号が 5 番、枠がオレンジ色になっております。これは選出枠が議会議員、議会の議員ほか市議会議員やその役職等を条件としていないものということで、例えば、資料の 1 ページ、2 番の社会教育委員、公民館運営審議会ですが、選出枠または定数という欄を見ていただきますと、学校教育及び社会教育の関係者となっております。この選出枠で現在、議会議員が選出されているということになっております。よって、議会の代表ということではないということから、市議会から特定の議員を推薦することはしませんが、理事者側から直接、個々の議員に依頼をし、委員となることについては可としたいと思います。条件付の可ということになります。議会の代表として委員になったものではありませんので、この場合は、委員会前後での各議員の意向や、終わった後の事後報告、これは不要と考えております。

なお、理事者側から議会議員を紹介してほしいという依頼があった場合は、事務局のほうで議員全員の意向を確認した上で情報提供はさせていただきたいというふうに思います。

最後、6 番、枠が青色になっております。これは選出枠が市議会議員、市議会の議員ほか市議会議員やその役職等を条件としているもので、市の条例等に明記されているもののうち、市議会に上程される議案または計画策定等ないものということで、後に議案上程されるものの、協議もないし、市に重要な計画策定もないということであれば、二元代表制に抵触するものではないと判断して、議員の委員選出を可とするものです。

以上が、一定の考え方により、議員の委員選出の可否を区分するものです。

それから、6 ページ、この条件により振り分ける考え方を分かりやすくフロー図にしております。参考にさせていただけたらと思います。

なお、この考え方で判断できなかった委員会については、1 ページから 4 ページの表の委員会名簿の欄ですが、黄色にしております。これの集計、再掲を 7 ページに再掲しています。それぞれ判断できなかった理由をそこに記載しております。ここはあと、事務局の考えとし

てですが、基本、二元代表制の観点から、何らかの支障が発生するおそれがあるものについては、議会議員から委員選出しないほうがいいとは思いますが、8番の民生委員推薦会、これについては、議案としては出てきますけども、詳細な調査とかして議決するものではないという考えもありますし、香芝のほうは、成り手不足というのもあって、議会議員も協力しやなあかんのちゃうかということで、香芝のほうはこれを入れてます。だから、うちとしても、これと、あと土地開発公社、こちらについては、実際には、監査役で、予算、決算はあくまでも報告だけなので、この2つに関しては、二元代表制そんなに関係ないのではないかと思います。

それから、17番の市営住宅入居者選考委員会についてですけども、これ、表に書いてあるように、風評を危惧する面があるとともに、当該委員会の委員構成なんですけども、条例を見ますと、市議会議員が3名、学識経験者が2名、市の職員が2名となってます。市議会議員よりも、どっちかといえば、大字の区長さんとか、民生委員さんとか、そちらの委員さんになってもらったほうが適正じゃないかなという面もあるので、こちらについては、会議出たはる人の中では、全く議員の出る幕はないと、全然問題はないとおっしゃってるんですけど、やっぱり出てるもんしか分からないんで、こちら辺はやっぱり風評も気にするので、どちらかといえば、議会議員よりは、もっと違う適任者を選んでいただいたほうがいいのではないかなと考えております。

市長の附属機関と各委員会の議会議員の委員選出における振り分けの考え方については、以上といたします。

西川委員長 ありがとうございます。ただいま説明ありました中で、今、分かりやすいようにまとめていただいているんですけども、これ、今、皆さん、初めて見ていただいたと思いますが、この選定条件とか、振り分けした内容について、まだ分かりにくいねというところがあれば、ご質問のほう、意見をいただきたいなと思います。考え方は、基本的に、まず、上位法で決まってるやつは、それは間違いなく選出せなあきませんよと。あとは、市長の附属機関なので、結果、議会のほうに上がってくる議案、予算、決算もそうなんですけど、その辺については、もう選出しないほうがいいんじゃないですかということも前提ですね。それ以外のことについては、してもいいんじゃないですかというような、単純に言うたら、そんな感じです。それを振り分けさせていただいてると。

谷原委員。

谷原委員 振り分けについて少しお伺いしたいんですけども、3、4は選出しないという方向でということで、その理由が、条件として今、選出枠が市の条例に明記されているというのが3、4なんですけど、この3、4と、5との差なんです。5は、条例にはそういうことが書いてない。書いてないから、条件次第で、つまり、議員でも出れると。理事者側が、この人出てくださいと個別に頼まれたときは出てもいいよと。しかし、その条例に定められてるところはないということなので、ここが非常に分かりにくいんですよ。条例に定めてあるけれども、もう今回から条例改正して、それはなしにした上で、⑤と同じような扱いにできるのかとか。だから、3、4と5の間の線引きが分かりにくいなというふうに思います。こちら辺が、条

件が、要は条例に定めがあるかないかだけというふうになってしまうと、実際、委員会の中身も含めて、これは個別に同じような形で理事者側から言われたら出てもいいんじゃないかというのがあり得るかもわからないので、ここら辺の仕切りが、条例だけで3、4と5は分けられてるように見えるので、そういう分け方なのかどうかというのを確認させてください。これが1つね。

それから、5番目のところなんですけれども、これも私が出てるところで、1ページの国民健康保険運営協議会というところは、予算、決算も出てるんです。だから言ってみれば、水道と同じようなところがありまして、それが実際には番号でいうと⑤となっておりますので、条件次第で出てもいいと。つまり、議会としては出さないけれども、出てくださいと言えば出れますよというところに入ってるので、そうすると、水道がどうなったかというのがあれなので、水道は③になってるんですね。赤ですよ。だから、ここら辺、議会との関係でいうと、要は予算、決算に関係するところ、ここは特別会計としてもろに出てくる部分ですから、水道と同じような中身があるので、これも仕切り方として、要は、条例に書いてあるなしでいっちゃうと、もうちょっと細かく見ていく必要があるんじゃないかなという気もするので、これがどういうことになってるのか、お聞きしたいんです。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 ただいまの質問、まず、区分けの3と4、赤色と5の違いなんですけども、資料の1ページを見ていただけますでしょうか。例えば1番、葛城市消防委員会なんですけど、人数の横、選出根拠、法令等というのを見ていただいたら、葛城市消防委員会条例と書いてます。これは、この条例の中に選出枠があって、その内容がその隣、市の議会の議員と書いてます。先ほどおっしゃいました、国民健康保険の運営協議会、7番ですけども、これに関しては、葛城市国民健康保険条例に公益を代表する委員として出てます。この選出枠で議会議員が2名出るということになってます。そやから、明確にやっぱり全て条例に出てて、ただ、選出枠がこういう表現の仕方になってると。だから、公益の代表やから、あくまでも市議会の代表ではございません。そやから今回、市議会の代表ではないねんから、理事者側からお願いしますと言われれば、別に問題はないんじゃないかなというふうに判断をさせていただきました。

同じように、確かに予算、決算はありますけども、議会の代表じゃないんで、そこを考えて選択というのをさせていただいております。

以上です。

西川委員長 補足いいですか。谷原さんが言うたはるのは、恐らく、水道委員会、予算、決算で、確かに条例は、国民健康保険運営協議会、公益を代表する委員ってなってるんですけど、本来だったら、別にこれ、市議会の議員であったらどないすんねん、みたいなことやったと思うんですね。そやから、確かにそれも、3番、4番についても、そういうところがあると思うんですね。たまたま公益を代表する委員ってなってるみたいな形。これね、まず市議会議員として選出をされるとすると、市議会の代表として行っていただいて、ほんで、議会の総意として持って行っていただく、出ていただく方にはね。やっぱり報告も、そこで委員会に出

ていただいた方については、例えば、どこの委員会、総務建設になるのか、何になるのかというところを持ち帰って報告はしていただかなあかんということになってくると思うんです。そやから、なかなか大変な、市議会の代表として条例で書かれているところについては、やっぱりそれだけの重責を担って出席をしていただかなあかんということになってきますので、谷原委員がおっしゃってるのは、その何かあれかなと思うんですけど。

谷原委員。

谷原委員 この仕切りが、要は条例の定めに基づいて仕切ったということだと思っんです。それはそれで分かりました。ただ、この間、委員長が問題提起してたのは、やっぱり事前審査等に当たるのではないかというふうな判断もあって、例えば水道委員会などは、要は予算、決算が事前に出てくるところに議員もいて、資料もない、議論も参加すると。それでまた議会ということがどうなのかということがあったので、ここもそういう点では同じなんです。条例では確かに議員選出、公益となってるけれども、その違いが何なんだということもよく分からないので、だから、議会の側の審議の流れからすると、やはりここはそういう観点から見たら同じなのかなと思うんです。議員がやっぱり出るのは好ましくないというふうにも思うんです。だから、区分けの切り方が条例で切ってるので、もうちょっと個別を見てもいいんじゃないかなというふうには思います。ほかの、例えば事前審査になるんじゃないかという観点から見てどうかとか、幾つかの指標で整理して、もうちょっと整理したほうがいいかなというふうに思います。

西川委員長 ありがとうございます。国保なんかは多分それやと思っんですけど。

吉村委員。

吉村委員 これの関連のような感じで、谷原委員が今質問されてたのは、本質の面で、本質的にはどうか。つまり、条例あるいは規則等の表記の問題と別のものがあるのかなというようなことだったんです。これ、もう一回確認をさせてもらいたいなと思っんです。例えば条例とか規則とかに、議会の議員と書いてあったりとか、それから公益を代表する委員ですよ。やはりここというものは、素人くさい言い方で言うと、たまたまこのような書き方をしているのではなく、根拠があってこのような書き方をしている、明確にやはり違うものだというふうに考えていいのかどうか。これだけ確認をさせてもらえたらと思っんです。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 ちょっと難しいお話なんですけど、国保であれば上位法とかがありまして、その運営委員会の形という中で公益代表というのがうたわれてる分もあります。そやから、公益代表いうても、逆に言うたら、市会議員がほんまに該当するのかというところもあると思っんです。そやから、もし、これは自分らで選んでくださいってなった場合は、もしかしたら、議員さんを選ばないという可能性もあるのかなと。よその国保の運営協議会であれば、大学教授とかが入ってる場合もあるし、そこら辺は、絶対議会議員が入らなあかんということはないと思っんです。言うてはるように、条例で書いてあるのは、議会議員に入ってほしいやつは明確に書いてあると、そない思っってください。それ以外のやつは、議会議員以外でもええねんけど、議会議員を選んできると思っってください。それ以外のやつは、議会議員以外でもええねんけど、議会議員を選んできると思っってください。

以上です。

西川委員長 ほか、何か不明な点等々あれば。

川村委員。

川村委員 今、議会議員を選んでいただいているというその条例が、ずっと通例で長い年月されてるわけなんですけども、今回、改めてこの議会改革で議論するというのは、そういった中で、この表の、会議の主な協議内容、ここの中の内容が後に議会の議決に関わってくるのかどうかというところを、今回の議会代表という条例に書かれてるところと、その部分がふさわしいのかというところを議論するんですね。確認なんですけど。だから、今日は、こういった形で、もちろん条例にうたってある。これはもう今までどおり、この形になるんですけども、書いてある内容を変更していくのかというところの議論ですよ、今日は。違うんですか。

西川委員長 そうです。

川村委員 それを、今、この質問ではまだ後にするんですか。会議の流れからはあれなんですけど、私、だから、今回は、一応この表では、今決まってる状況を書いてもらった。その協議内容と、今これから、この間の総合計画じゃないですけども、総合計画の中で最終的に議会の議決があるというところで、今回はその委員にはならないというふうに判断していただいた。その後、ほかの委員会もそれについて、議論の内容がそれにふさわしいのかどうかというところを、はっきりとすべきか、しないほうがいいのかというところの多少の曖昧さはあるかもしれませんが、そこを議論して整理していくという流れでよろしいですね。

西川委員長 はい。

川村委員 それだけ理解させていただいて、次の考え方に移りたいと思いますので、ありがとうございます。

西川委員長 今おっしゃったように、今日は、皆さん、初めて見ていただくんで、基本は仕分をさせていただきたいというところなんです。ほんで、今は選出枠で議会代表って書いてるところ、これはもう出ないってなったら、これまた同じように条例改正が出てきますので、今回はまずこういう考え方で仕分をして、香芝もやられたように、出さないで、一応条例改正、多分後になってるんです。ただ、こういう指標で議会としては、こんだけの委員会は出席しますよ、みたいな指標をまずは出させていただきたいなというところで、議会改革の中はまずは、条例改正はなかなかやっぱりいっぱいありますので、取りあえずはその指標、こんだけの分は議会議員としては出席しますよというようなところをつくっていきたいというところで、皆さんに今こうやってご提示させていただいたというところでございます。

杉本委員。

杉本委員 結構大変な作業やったと思うんですけども、これ、今の段階で、極端に言うと、ピンクと薄ピンクのところは選出しないってなると思うんですけども、こちらはこちらの意見である程度分かるんです。そういう流れであるなというのは僕も認識してるんですけども、相手方さんの意見というのは一応聞いたりしはるんですかね。というのも、計画系は、言うたら悪いですけど、どんよりした会議というものもあると思うんですよ。議員が行ったら、こうい

うふうにしたほうがいいんじゃないのというふうにして出来上がる計画もあると思うんですね。それで、議員はしゃぐなよと思う人もおるかも分かりますけど、助かってる委員会もあると思うんですけど、その辺の選別が、僕、大筋、この分け方、大体納得できるんですけど、現場の声というのも若干要るのかなと思うのと、これ、ずばっと、次の改正までにやるイメージなんですかね。そんな急がない。でも、第1目標はそこですよ、多分。となったときに、相手さん方、議員が欠員した分を埋めれるというか、その辺の、相談じゃないですけど、いきなり議員がもう行きませんというわけにはいかんと思うんですけど、その辺の流れというのも組み込んでいったときに、まあまあタイムが難しい、時間的に難しいのかなと思うんですけども、その辺の現場レベルの話というのは、僕らが勝手に一方的に言えるものなんかなという、色分けしたらそうなると思うんですよ。でも今まで従来それでやってきたというのも一理の現実としてあるわけなので、その辺の考えというのはどういうふうに考えてはるのかな。今日はある程度、ちょっと先考えるという答えでも全然いいと思うんですけど、僕が気になってるのはそこですね。

西川委員長 一応、理事者のほうというか、総務のほうとも、今、理事者側も、条例、この委員会については、結構、何かつじつまが合っていないとか、いろいろあって、見直しもかけていただいているということもありますし、そういうことも一応伝えてはおります。こういうことを今、議会としては、ただ、おっしゃるように、こういうふうになり手が、ここの委員になり手がやっぱり少ないというところも出てくると思うんです。でも、考え方によったら、やっぱり違う、新しい、さっきおっしゃったような、有識者、大学の先生であるとか、そういうところが入ってくるような委員会、言うたら諮問機関なので、もっと市長のほんまに思いをきっちりとその委員会でちゃんとつくっていきけるような人らを選んでいくということをちゃんと覚悟させるのも、これは1つなんかなと僕は思っているところなんですけど、そういうところも兼ねて、まだその具体的な、議員がそこに入らんかったらどうなんねんというところまでは、まだ話はしてません。これからいろいろこういう仕分をさせていただいた中で、その辺も同時に進めていかなんのかなと思っています。

西井委員。

西井委員 国保運営委員会の話も出てましたけど、確か、国保運営、今どのようになっているのか分からへんねんけど、会長が議員推薦からなると。県で委員長会議みたいなやつがあると思います。今どのようになっているか分からん。そやから、それとかも含めて、今おっしゃったように、その辺も含めて、担当との打合せして、事情が変わった点も理解して、どのようにするかということを考えやんかったら、議員レベルの話ばかりじゃのうて、やはり担当で、ほんで、過去には運協の会長会議というのがあって、ほとんど議員が出てたと。今は、ほかの市町村もどのようになっているかということも含めて、やはり葛城市だけが、もし、ほとんどが議員が出てるのやったら、葛城市だけがそこへ出やんというの、やはりいかがなものかなということがありますので、そやから、担当とその辺の弊害とかも含めて、各委員会の担当との協議を、世話をかけますが、やってもらった中でどうするかということを決めていったほうがいいん違うかなと。今のところ、そこまで進んでないことは分かっていますけど、その辺

が一応、一番重要な点じゃないかなと思います。

以上です。

西川委員長 藤井本委員。

藤井本委員 国保の運協の話になりましたので、今、私が担当させていただいてますので、少し説明だけしておきたいと思います。

この4年間、ずっと国保の運協に入らせていただいて、運営協議会の会長をさせていただいています。去年まで、奈良県の会長会議というか、奈良県で各市町村が集まって運営協議会の代表として集まって会議がありました。そこで、私も行ってたし、議会議員さん来られるところが多かったです。全てが議会議員というのではなかったと思いますけど、事務局と市の代表として、これも、皆さん、分かってくれはると思いますけども、国保が県一になりましたので、その会議をやめよう。やめようと言っていいのか、事務連絡だけにしようということで、去年で終わったのかな。タイミングが途中で終わってるか分からないんですけども、令和6年度から、もう文面だけのやり取りだけで、会合という形ではなくなってます。しかし、今の話から言うていくと、西井委員が言うてはるように、現場、今1つの事象を捉えて、それで大丈夫かというお話を提起されている。私はそれは大事だと思います。今の流れがございまして、今それはもうなくなりましたよということを知っておいてもらったらと思うんですけど、やはり現場のことを聞くというのが大事やと思います。

それ以外にも、やっぱり、国保なんかの場合やったら、健康保険とか、お医者さんとか、ドクターも来ていただいている。専門的な、ほんまの有識者というレベルで来ていただいているわけです。そこへ議会議員も行ってるといふところですけども、先ほどから、杉本委員もございました。じゃあ、抜けたときに、総合的な話の中で、議員がいてるのといないのと、このについては、少し議論を、基本となるのは市長の諮問機関ということ。だから、あるところでは市長がもうそういうのをやめようということをやられたわけですけども、うちの市長は諮問機関としての位置づけというのをどのように考えられてるところから始まって、議員がいてなくてもええのかどうかといふところを打合せもしていただけたらなといふふうに思います。

ただ、二元代表制ということで、時代が変遷していく中で、こういった話合いをするということについては、ちょっと話が大きくなりますけども、我々も定数も削減してやっていく中で、これも一緒に議論するということについては大切であろうかと思えます。

以上です。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 先ほど来からあるように、理事者側のほうの考え方がどうかいうのもちゃんと把握するというので、そうなれば、個々の委員会で1個1個見ていくということも出てくるのかなとは思いますが、ただ、今、議会の準備としては、選定条件整理表というのが出てきましたから、この選定条件整理表に従って、大体、大まかに切り分けた上で、あと個別のことを、個別は個別で見ていく必要があるのかなといふふうに思うんですけど、そういうふうには思っているんですけど、まず、選定条件の整理表のほうで、ここはまた質問したいところがあるんで

すが、3と4なんです。3と4も選出しないというふうになってるんですが、片一方は議会に上程される議案の協議があるもの、4は、そうではなくて計画策定であるということで分けてるんですが、だから、僕の問題意識とすると、事前審査ということが、私も水道とか国保で気にはなっていたところがあるので、計画だけだったら、先ほどあったように、その計画にいろんな意見を反映させて活発な議論が起きるように、議員さんがいたほうがいい場合もあるのかなというふうに思うので、ここを両方選出しないとした理由というかな、仕方ですね。3と4の間にも仕切りがあるような感じがあるので、両方選出しないというのがどうなのかなというふうにも思うところがあって、これ、理由をお聞きしたいんです。

それから、2番目ですけれども、4のうち、ページでいうと、2ページの12の介護保険事業計画策定委員会、これが4になってるんです。計画ということで、上程がないということなんですが、しかし、これは介護保険料の月額基準額みたいなのがここでもう計画の中にぽんと出てきて、これを基に全部介護予算なんかも立てられていくことになるので、ほかの議会では、議会で議決する事項として、結構、介護保険事業計画については、議会の議決事項にしてる議会もありますから、予算ではないんですけども、これは計画だけというには、むしろ予算のほうに近いかなとも思いますので、こちら辺の、これは4になってますけど、実際には3のほうが性格的にはいいかなというふうに思っているところです。予算案としては出てきませんが、そういう金額的なところが出るので、これ、確認したいと思います。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 計画と予算というか、議案と分けたという話ですけども、私が説明した一番最初に、この間、修正議決した総合計画等の部分、あれは計画です。そやから、それに基づいて同じように計画分は出ないというふうに判断させていただいてます。介護関係に関しても、おっしゃってるように、重要なことは重要なんですけど、今まで出てはった人が、その都度、その都度、報告してたかという話になってくると思います。それやったら誰も出やんと、定期的に報告をもらえば、議員全員が知ることができるし、そのときにいろんなお話もできると思うんです。そやから、基本的には、誰かが入るよりは、重要なやつほど入らないほうが、調査案件にもできるし、そういうほうがいいんじゃないかなと。私はそういうふうに思って、一応区分はしてます。そやから、予算と書いてあっても、10番なんかは人権の関係なんですけど、こんなん、当然やっぱり議会議員として入るべきことやと思います。一応予算、決算と書いてますけど、直接一般会計とかに大きく影響する予算、決算ではないと私、判断したんで、一応これは、当然入ってもらわなあかんということで青にしております。一応そういう面も若干見てますので。

以上です。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。計画ということで、さっきの総合計画の件もありますので、おっしゃった意味はよく分かります。入らないことで調査案件にできて、全体で調査もできるということで、了解しました。そうであれば、介護保険のほうも計画のほうで入らないということになりますので、そこはもう違いがあまりないということになろうかと思っておりますので、分

かりました。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 僕もその懸念があるんですけど、今のラリー見てて、そのとおりに思うんですけど、その代わり、先ほどおっしゃったみたいに、僕は、計画のやつにおいても、おっきい道を外れたやつとかやったら、もちろん議会にも上げやなあかんという思いで、普通の計画に関しても、やっぱりみんな見るべきやと思ってるんです。という意味では、これ、出ない代わりに議決案件にするという同時の動きが、僕、必要だと思うんですよ。3と4、分けた理由というのも、そうなんかなと思いつつ見てたんですけど、今、お話聞いてて、重要なやつほど入らんと議決案件にしたり、調査案件にしたりという同時進行があつて、これ、次、話できると思うんですよ。ただずばつと切るといふのは、さっきも言うたんですけど、議員がおつて助かる部分も若干ではあると思うんですよ。その辺も踏まえて現場レベルでの声というのも聞きながら、同時進行で議会としては、この計画はちゃんと委員会で見ますよという流れをつくつたら、多分この分けでいけると思うんで、その辺の同時進行というのもお願いしつつという、今、思ってる場所ですね。

西川委員長 議決案件にするかどうかというのは、議会がもちろん決めていけることなんで、それについては、おっしゃるとおりですね。ほんで、一番大事なものは、議会の代表として行くときに、もちろん議長を筆頭に、議会の総意としてそこに出席してもらふ。これが一番大事やと思います。ほんで、ちゃんと議会としての意見をそこで言うていただく。計画にしたってね。それができひんのやったら、その後にももちろん皆さんに報告をしていただくということ、これ、なかなか多分大変なことで、できひんと思います。それやったら、今みたいに、大事なことは、議決案件、調査案件、また、報告を求める等の動きをきっちり議会として求めていく。これがセットやと思っております。そやから、赤色のやつとかについては、やっぱりそういう動きは議会として必要になってくるのかなと、委員長としては思っているところです。

これについては、また理事者のほうにも、この仕分の内容等々も、1回、どこが窓口になるのか分からないんですけど、いっぱい条例が多岐にわたるんで、打合せをしていかんなんのかなとも思いますので、今回については、こういう形で1回、皆さんに見ていただいて、仕分は、今、皆さん、納得、理解をしていただいたかなと思うんで、今日、まず、このとおりしまつて、じゃないので、できれば、やっぱりおおむね、こういう仕分の中で了承していただいたら、やはり9月、次の改選までには、ある程度、議会としてのすみ分けを全部して、条例はその後になるかもしれません。またその後になるかもしれませんが、条例改正は、そこまではやっていきたいなというふうに思ってます。今いただいた宿題についても、同時進行とかの話についても、理事者側とも話をしながら、議会としては、やっぱりここについては報告を求めたいとか、議決案件にしたいとかというのも同時進行でしていかなんのかなと思っておるところでございます。

ほか、どうですか。大丈夫ですか、それで。

(「はい」の声あり)

西川委員長 そうしたら、この色分けさせていただいた1から6については、その形で今、考えさせ

ていただくということなんですけど、7ページにありました、消防委員会とか、学校給食運営委員会とか、民生委員の推薦会とか、市営住宅入居者選考委員会、農業者健康管理休養センター運営委員会、土地開発公社、冒頭で岩永調整員のほうからも説明があったと思うんですけど、これがどこにも当てはまらないような、このすみ分けになかなか当てはまらないようなもんなんですけども、これについて、事務局のほうからは、番号の8番の、民生委員推薦委員会、これも出たほうがいいんじゃないかなという話がありました。

29番、土地開発公社についても、別に報告だけのものなので、議会として監査のためなので議会から出てもいいんじゃないかなと。市営住宅の入居者選考委員会については、いろいろ風評被害等も危惧するので出ないほうがいいんじゃないかなということもありました。

あと、1、4、18というのがあるんですけど、これについては、どんな感じで、今、出られてる方……。

奥本議長。

奥本議長 学校給食運営委員会は、主に学期ごとに1回、必ず開催されて、現場、学校で起こってるというか、問題が、懸念する事項があったときの報告を、各学校の、これは代表としてPTA会長が出てます。もらったりとか、教育委員会のほうで把握してる、あるいは報告事項があるやつを、まず基本的に報告いただくというところなんです。何らかの問題が起こったときは、これは全員で共有した上で、必ず厚生文教常任委員会委員長に報告してもらおうという形をとってます。そやから、それが議会に対しての報告事項ということで、個別に何かするという場合は、1年に1回の給食アンケートで、これは子どもと先生方に対して、給食の中身、あるいは味つけとか、いろんなことをアンケートをとって、その報告を確認して共有してるというのが、大体それが主です。

あとは、学期に1回の給食の試食会、これは現状、味が落ちてないかとか、量が減ってないかとか、そういうところを一応確認するために委員全員でやっていると。そこには保健師さんもそうですし、医師会からの代表者とかが入っていて、そういう健康面からとか、栄養面からのアドバイスというのが適宜入る形ですね。内容的にはそんな感じでやってるんで、ただ、これまでに取り上げた中で一番大きな問題は、給食費の未納関係の公会計化というのは結構議論になって、それは厚文のほうでも予算委員会で報告してもらったとおりですけど、それはだから保護者のほうからも、未納をどう解決するかというのは問題にはなっていましたね。それぐらいです。

西川委員長 18番なんですけど、これ、私が入ってるんですけど、実際のところ、一回も開催されたことはございませんので、どんなものかも分かっておりません。

消防委員会については、増田議員が今行ってくださってるんですけど、委員外ですけど、1回、どのようなものかというのを。

増田議員 メンバーについては、構成委員……。発言よろしいですか。

西川委員長 認めます。

増田議員 消防団経験者、OBの方、会長を入れて5名、それから、葛城消防の署長、それから区長の代表の方、議会という構成メンバーになってます。議題内容については、消防団活動に

おける問題提起、改善要望、その辺のところは主な内容になってます。議会に対して影響のあるような議案内容、協議内容ではないということでございます。年2回開催ということです。

西川委員長 委員外ですけど、報告という形で聞かせていただきました。

今聞いた消防委員会については、議案としてほとんど出てこないような案件ということであるので……。

(「それぞれ懸念してることを」の声あり)

西川委員長 そうですね。岩永調整員、そうしたら懸念してることを言っていたらと思います。

岩永書記 消防委員会ですけど、そこに出てるように、かつて消防団の詰所の建替えがあったと思います。これ、結構大きな金額が予算に計上されたことがかつてあるということで、こういうことがあったら、議案に出て、関係してくるであろうということで、普段のことは私も聞いてますから、普段は大丈夫やと思うんですけど、こういうことがあったら出てきますよということで、どっちにしましょうかということにしました。

学校給食のほうも、特会なんですけども、全然予算、決算のことは出てきません。内容から見て、別に出していただいてもいいと思うんですけど、今後考えられるのは、給食費の値上げやと思うんですよ。ここで多分給食費の値上げの話が出てくると思います。そうなったときにやっぱり議案に入ってくるんじゃないかなということで懸念はしてるということです。

あとは、農業者管理休養センター、こちらに関しては、建物の大きな補修、かつて屋根を直したとかいうのがあったと思いますけど、そのときにもこの委員会は開かれてなかったんですけど、本来、大きく触るのやったら委員会があってもええんかなと。これは予算にせやから出てくることじゃないかなということで、普段やったら全然大丈夫やけども、こういうことがあったら予算絡んでくるよねというやつだけをこうやって選んでますので、どっちかと悩むところで皆さんに考えていただくということで、お願いします。

西川委員長 今、岩永さんからあったように、懸念すること、今は特にないやろうけども、今のところ、出ていただいてもないやろうけども、もしかしたら、出てくるかもしれませんよというところについてどう考えるかやと思うんですけど。

奥本議長。

奥本議長 給食運営委員会の、今思い出したので、補足だけ言います。かつて、私、市のPTA協議会の会長をやっているときに、給食費値上げの話が出たんです。それは何かといたら、消費税の転嫁なんです。消費税の転嫁を全くしてない時代があって、異物混入とかの問題があった流れで、当時の教育長とその話が出まして、市のPTA協議会と教育委員会だけで話が出て、最終的に保護者のほうにもアンケートをとると、材料費の値上げは致し方ないということで受け入れていただいて、教育委員会に対して、それを保護者はオーケーという申入れをさせてもらった経緯があって、ただそのときも、学校給食運営委員会でその話が、報告としてはあったけど、議論にはならなかった。当時の委員長は今の市長なんですけども、恐らく、最終的には議会のほうの予算で審議されたと思うんですけども、委員会の中では、こういう話合いの結果でしたという報告で終わってた経緯がある。同じことが今後とられるかどうか

は分からないです。過去には一応そういう形で話がありました。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 どちらに入れるか、3か6かということですがけれども、考えようによっては、議案が出る時ってそんなにないわけですよ。あるかもわからないし、想定されると。だから、もし、出るとすれば、そのときは事情を話して、そこでの、一応、採決ではないですけど、了承しますかというふうな確認をとるときには議員は外れるとかね。何か、そうしないと、例えば消防委員会なんかでも、地域の皆さんからとってみたら、議員が外れてどうかと、議会はこういう姿勢だというふうなことをそれぞれの委員会でも出てくるような場合もあるかもわかりませんし、それは個別の事情もあるかと思うんですが、めったに出ない議案のために議員が出ないというよりは、そういう議案が出てきたときには、席を外すなり、事情を勘案して、その場では態度を保留しますというふうなことを了解してもらうか。何かそういう形でいくかと思うんです。でないと、1個、2個、議案があるからということで、議会がそういうところから抜けるというのが、ほかの委員さんの感覚からどうなんかなという気もいたします。それぐらいです。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 質問なんですけど、人数、1とか3とか2とかになってるじゃないですか。これ、どういう意味合いで決めはったんですかね。というのも、今、谷原委員がおっしゃった、議案が出る、出ないは一旦置いておいて、議長にお聞きしたいんですけども、給食委員会とか、僕、3人ぐらい議会が行ってもええと思ってるんですよ。というのも、全部で葛城市、今、給食センターでやってるでしょう。その中の選出議員が3か所ぐらいから行って、いろんな問題を提起したり聞くというのは、逆に肝心なのかなと思ったりもするんですよ。でも、これ1つになってるじゃないですか、定数。この辺というのは、もう昔過ぎて分からないんですかね。何で1なんかとか。そこがね、僕、あえて、なくす、なくすばかりじゃなくて、ここは増やそうよという議論もしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。そうすると、給食のこれで行ったときでも、3人議員がおれば、これ議決に関係あるんでと言いやすかったりもするような体制もできると思うんですよ。だから、その辺を1と縛ってる理由は何なのかなって気になるんですけども、分からなければいいですけど。

西川委員長 奥本議長。

奥本議長 まず、理由は分かりません、正直言って。昔から多分こういう形で運営されてたみたいない感じはします。基本、給食運営委員会に限りますけども、議会から行った人は、運営委員会の会長で仕切る場なんで、意見はほとんど言えない状況なんです。基本的には参加者のほうから意見が出て、それをまとめるということに徹しますので、何か特段、議会としての意見を言うということは、あえて私もやってなかったし、前任者も恐らくやってらっしゃらないんじゃないかなという気はしますね。3人とかいうバランスからいくと、今、校園長会、要するに、学校長の小・中学校から代表1名、小・中・園、要するに学校の中から、小学校と幼稚園の区分で1名、中学校の校長から1名、これは学校です。あと教育委員会と教育委員と、さっきの薬剤師会、医師会と栄養士と、あと各学校のPTA会長という、そういう人選

なんです。だから、議会だけが3名とかいうとバランスが非常に崩れるんじゃないかという気はしますね。

西川委員長 西井委員。

西井委員 たしか、奥本さんの前は、給食委員会入らせてもらってた。多分これ、合併後から1名と決まってるか、合併のときにもこの話も協議されてたと思うけど、その内容は私、議員違うから分かりません。ただ、當麻と新庄が合併して、別々にあったかどうかもしれませんが、ただ、議員枠として1名入ってもろうたらどうかということで提案されて、合併後1名になったと理解しております。大きな問題としては、10年前から、材料費も含めて、市が負担してると。国の学校給食法に基づいては、材料費は父兄持ち、そのほかの費用は市町村持ちやという国の基準からいったら、葛城市も10年前から、だんだん、だんだん一般会計から出してる状態やと。私も、今、奥本さんがおっしゃるように、委員長させてもろうてたとき、給食費を上げねばならない必要性があるところに、上げる機会が出てきたら、その話が委員会で出てくるんじゃないかと。ただ、その話が出てきたときは、議決は、私自身は一切委員会では採らんとこうと。上げるかどうかは市長が判断したらええという方向でそのときは進んでた。ただ、現実には、材料費については父兄持ちですと。それにもかかわらず、若干年度で違うけども、一般会計から出してるということだけは、皆さん方、理解してくださいよということまでは私も進めさせてもらってたということでございます。

西川委員長 ありがとうございます。そういう配慮をしながらやって、でも委員長も持たれたということですね、そこはやっぱり。

西井委員 議員1人が、委員長というか、司会みたいなものを議員は代表してくださいと。司会の中でそういう値上げの話が出てきたときは、皆さん、いかがしますかという話を持っていくのが司会の役目やねんけども、その話が出てきたときには、この場で合意もらうのはいかなもんかなということ、止めようと私は思ってたということです。

西川委員長 分かりました。

松林委員。

松林委員 市営住宅入居者選考委員会、ここに3名議員が参加してるんですけども、議員が選考委員になっていることで、あらぬ風評を危惧するという、これ、なかなかこういう場所で言いにくいんですけど、例えばどういうことなのかなと。よっぽど議員というのは信用がないかなと。具体的に、この場で言いにくいやろうけど、例えばどのようなことなんでしょうかね。

西川委員長 西井委員。

西井委員 うわさ話で、公式に言うたら問題ですけど、申込みしようとした人から議員が頼まれる可能性が昔からあったと。それを、そういうふうな、ところが、うわさ話で進んでるといこともあったら議員にも迷惑かかるやんかという意味合いでおっしゃってた。そのように理解しております。

西川委員長 川村委員。

川村委員 私、経験者なんでも言わせていただきます。5人なんです、全員でね、委員がね。5人の

うち3人が議員なんです。それで、まず5人いて、あと2人は、多分民生のところから1人出るのかな。2人かな。だから、当日、抽せん日は、議員は何の役目するかというと、抽せんの棒を持って、抽せんの手伝いをするんです。だから、そこに個人的な、そういうことを受けたかというようなことが疑われるというふうに思ったけど、私も自分が委員でやったときも、あんまりこういうことはやりたくないなって実際思いました。だから、そういう意味で、非常に人数も少ない中で、その中で3人も議員がいるということで、これ、3人なくなったらまたどうするかということですけど、現状としては、そういう役目が、実際に抽せんに立ち会うという形になるので、確かにいろいろとなかなかしんどい部分かなというふうに思いますので、あまりしょっちゅうないんですけど、そういう現状でしたので、報告させていただきます。

西川委員長 松林委員。

松林委員 市民の方から、極端な話、市営住宅に入居したいねんという依頼があった場合とか、そういうのは、あらぬ誤解を招く可能性があるというところで、むしろ、そういう場所に議員というのは参加することがふさわしいのかどうなのかと、私も、むしろ、これ、あらぬ疑いを持たれる可能性もあるんでね、ここは考えるべきかなと私は今思いました。

西川委員長 ありがとうございます。これについても、今の1、2、3、4、5、6個、どっちに振り分けたいんやというようなやつについても、本来ここで決めておきたいとは思ったんですけど、今決めにくいから、今、どういう委員会やったということも聞いて、これについても6か3になるんですけど、振り分けるとしたら、学校給食運営委員会については、話聞いた中では、それほど予算、議決に関わってくるところはたまにしかないというところもあつたら6になんのかなとかは思うんですけど、消防委員会についてもそうなのかなと思うんですけど、18番の農業者健康管理については全く分からないんで、これについては3でいいかなとか思ったりもするんですけど。

藤井本委員。

藤井本委員 事務局、私、ほんまに見直さんなんのと、やってたら思いますわ。これ、全然見直してないんちゃいますの。議会がじゃなくて、我々は、呼ばれるというんですか、理事者側のほうが、諮問機関として、ずっと見直してないでしょう。だから、ここをしっかりと、議会が先に議論をして、ここから言うていって、見直してもらわんなんというふうに思います。全然見直してませんよね、これ。ですよね。だから、ほんまにさっきから出てるように、行かんでもええところもそのまま、人数も何も見直してないということなので、先ほどから申し上げてるように、市長側のほうできちっともう一回見直してもらおうという部分も話合いの中でやっていただきたいと思います。

先ほどから出てるのもそうやと思います。だから、その意見を聞かずに3とか6とか、人数はこんでええのかというのなかなかいきにくいんで、まず見直してくれと。

西川委員長 見直すにも、議会から今こうやって、二元代表制の観点も含めて、今どういう現状であるかというのを投げかけて、それで判断も、条例改正するのは向こう、理事者にしてもらおう話なんですけど、議会としてはこういう形で考えてんねんということはしっかりと示さなあ

かんのかなと思うので、それに対して理事者のアクションも確かめさせていただきたいなと思います。

西井委員。

西井委員 私、先ほど申し上げましたように、市のほうの内容と全項目、一応これ、こんな委員会で大勢やなくて、正副委員長及び正副議長が全体のバランスと今日の意見を踏まえた中で調整してもらって、絶対必要なもんかどうかいのを理事者側の話も聞きながら前向いて進んで、おおむね、大体意見が出たと思いますよって、その辺、お世話かけますけど、正副委員長、正副議長も含めて、よろしく願いしたらどうかと思います。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんですけど、最終は、今日、僕、今気になったこと、18番の農業、これ、今どういう扱いになってるんですか。なくすイメージ。というのは、この前、予算で僕、やれよっていう話をしちゃってるんですよ。あそこ、何か次のやつ、議題がない、議題がないとおっしゃってたんですけど、つくってどうなるか、やっていったほうがいいんじゃないですかってこの前言っちゃったのに、こっちからおらんくなるというのも何かおかしいなと思って、今、委員長、行ったことないから分かりませんっていう、やけど、1回ぐらい行かんとして思いながら、それなくすというのは、行ったことないからこそ、1回やってくれって言える。何か前、結構そういうふうに僕言っちゃったんで、つじつま合わへんなと思って、その辺だけ再考していただいたら。

西川委員長 分かりました。取りあえず、何かが分からないので、今のところ、多分理事者もこれについて、正直なところ、なくすのか、なくさないのかの判断にもなってくると思うんです、この委員会自体が。だって、4年間開かれてない委員会とか、ほかの何かもあります。新町スポーツゾーンの基本計画なんか、こんなん、もう終わってるやつがずっと残ってたりとか。これは完全に見直しせなあかんやつとかいうのも、この中でまだずっと残ってるんで、そやから、その辺も含めて、やっぱり理事者とも話、今日は仕分の話ですみ分けをさせていただいて、ほんで、大体皆さんの意見も聞きましたので、それを含めて、また、先ほど西井委員からもありましたように、理事者との調整もさせていただきながら、次の6月の特別委員会には、もうちょっとすみ分けをされたような、こういうふうな案でどうですかというところぐらいまで1回詰めさせていただきたいなと思いますので。

谷原委員。

谷原委員 藤井本委員のお話があったので、追加のようなことになるんですが、特別職の非常勤職員として報酬が出てる部分があるんです。だから、これがかなり葛城市の人数、予算なんです。だからこの定数もほんまにこれでええのか。見直すのであれば、そういうところも含めて理事者側のほうに、見直しをちゃんとやってくれと。ほとんど意見が出ない委員さんがおっても、でも報酬はそうやって出ていくわけですから、そこら辺の在り方も申し上げていただけたらと思います。

西川委員長 川村委員。

川村委員 私、これ、今回の見直しについて、議会の立場として、メリットとデメリットは必ずある

と思います。理事者側から見たときに、議員が入らへんかったら、意外と楽な、こんなところでこういう安易なことを言うたら駄目ですけども、議員が入っていて、案外楽なところもあるし、でも、議員が入ってるから、またきっちりとした視点が注がれてるということもある。でも、今、理事者のほうが、議会が求めている、きっちりと報告をしていくことができるのかどうかということも確認していかなあかん。だから、こういうことができるか、できないかというのを、次回はやっぱり確認していくという作業をしてもらわないと、それと、いろいろとなかなか人を集めてくる事情が困難なのか、それでいて、取りあえず議員は入ってほしいというふうなことなのか。今言われたみたいに、報酬、ここにも関わってきます。これ、我々が見直すことによって、多少財政にも貢献できる部分もあるかと思います。でもそれは、その部分ではなくて、我々がそこに入る意味というのは何にあるのか。先ほどからも杉本委員とかも言われてますように、議会がそこでやっぱり情報収集できる。いろんな意味で調査ができる1つのきっかけになるかもしれない。でないと、何も、要するに理事者側から上がってこなかったら、本当にそういう機会がないゆえに情報に疎くなる、この部分は確かに、審議会に入っていると、そういったメリットはあるのかなと思います。だからやっぱり、今度整理していくときに、さっきの市営住宅のように、それは人がいないからそうなってるのかな。そこは分からないですけど、理事者とその辺りの調整というのはしていきかないといけませんし、当然予算に関わってくる報酬については、議員としっかりと議論することはできると思いますので、その辺りで、次回はまた、例えば理事者も含めた議会改革の委員会というのも必要であるのかなと思いますので、次に向けてのちょっとした心積もりと、どういった議論をしていくかという目安として、整理、委員長、副委員長、お願いしたいと思います。

西川委員長 奥本議長。

奥本議長 ちょうど今、私言いたかったことの半分以上を川村委員がおっしゃってくださったんで助かったんですけども、杉本委員の関連になりますけど、会議の内容はこれやからとか、回数はこれやからとか、過去に開かれてないからとか、もう要らんわというんじゃないで、やはりもともとは必要やからあったはずなんです。そこに対して議会は、やはりチェックするというのは我々の一番の義務なので、チェックの体制を働かせるような内容の会議が開かれてるかというところを、そこは本当に必要なかどうかというのを、もう一回、向こうに確認する必要は当然あると思います。

それともう一つは、最終的にこれを絞った先の話になるんですけども、そうしたら議会が各委員として行った場合、その情報を共有する体制のほうがやっぱり大事になる。過去にも言っていましたけど、そのことを、これは今後の次の話になりますけども、1人代表で行かれた。その代表の持ち帰った情報を我々は共有できる体制、そしたら、それを今度次に向けてどういう提言、あるいはチェック機能を働かせることができるかということまで踏み込んでいったほうが、この会議はもっとよくなっていかなという気がしますので、委員長、その次の話になりますけど、またその辺、検討をお願いしたいと思います。

西川委員長 大体、今、皆さん意見いただいていますので、いただいた意見を基にすると、理事者との

調整も必要やねんなどやっぱり感じたところでもございますし、まずは、すみ分けはこういう形で考えてねと理事者に対しても投げかけていって、次、川村委員おっしゃっていただいたように、ここに理事者が来れるかどうかというのは、進捗によって変わってくると思いますけれども、1回調整をさせていただきたいなと思います。次、6月の委員会までには、ある程度の理事者も含めて協議した内容をここで、委員会でできたらなと思いますので、時間もないうちで調整するのでどうなるか、今は分からないですけども、皆さんにいただいた意見をまとめていきたいと思います。

この件につきましては以上とさせていただきたいと思います。時間もあれですので、暫時休憩のほうをさせていただきたいと思います。3時40分まで暫時休憩でお願いいたします。

休 憩 午後3時21分

再 開 午後3時40分

西川委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、協議案件2、市民懇談会についてを議題といたします。

この件に関しましても、前回3月14日に開催をいたしました本委員会において協議をさせていただきました。開催日時については、令和7年の7月21日月曜日、祝日、海の日、海の日の午後から、開催場所については、葛城市中央公民館の小ホール……。

(「中ホール」の声あり)

西川委員長 ごめんなさい。皆さんの資料については中ホールとなっているんですけど、中ホールはございませんので、小ホールでございます。訂正のほうをお願いいたします。

開催回数については1部制で1回、開催方式についてはグループ形式、定員などについては、定員を設けるため、事前申込み制をとらせていただく。テーマについては、今のところ未定なんですけども、前回では未定なんですけども、1つに絞るということでもございました。以上6項目についてを決定をさせていただきました。

本日は、前回にもお話をさせていただきました、開催に係る広報関係について必要な内容を決定していきたいと考えております。市民の参加定員を設けることによって、当初7月の市の広報誌に折り込んで配布予定であったチラシについても、6月の広報誌に折り込んでいただく必要が生じたので、取り急ぎ、必要事項を固めていきたいと思っております。

まず、それでは最初に、柴田副委員長のほうから、スケジュール案などについて説明を願います。

柴田副委員長 私のほうから、タイムスケジュールについてご説明したいと思います。

先日、正副と議長と事務局で案を練ってたんですけども、今見ていただいている案はどうかかなということで検討させていただきたいと思っております。取りあえず2時からの開始なんですけど、30分前から受付を開始しまして、2時開始で、5分間、議会改革委員長の挨拶があって、その後すぐに、10分間取ってるんですけど、14時5分から15分まで10分間で議会報告、これは質疑、応答なしで報告のみとさせていただきたいなと思ってるんですけども、その後すぐに15分から25分までの10分間で総務建設の報告をしていただいて、その後25分から35分までの10分間を厚文の報告ということで、いずれも質疑、応答なしで報告のみという形をとらせて

いただきたいと思います。というのも、今回は、グループワークを主にしたいなということで、そちらのほうに時間を取っていききたいなということで、こういうふうにさせていただいております。

その後、14時35分からの5分間で、一応簡単なグループワークの説明を参加者の方にさせていただきたいと思っております。その後すぐに、50分間なんですけど、14時40分から15時30分まで、グループワークをそれぞれしていただいて、その後、15時30分から15時55分で各グループのグループ発表、どんな意見が出たのか、とかということグループ発表していただくということで考えております。15時55分から16時まで、最終のところでは議長挨拶があって終了というふうな予定を今のところ立てておりますが、ここで何か、もし、ご意見とか、このスケジュールであれば、お聞きしたいなと思うんですけども、議会報告とか、総務建設の報告とか、厚文の報告というのは、以前はパワーポイントとかを使ってしたんですけども、今回は本当に、簡単に口頭で行いたいとは思ってるんですけども、あとグループなんですけど、下にも書いてるんですけど、一応、テーブルを5つ、つくろかなというふうに考えておまして、そこには参加者は10名だとなかなか厳しいかなということで8名、大体そんな感じで考えているんですけども、このスケジュールに関してはいかがでしょうか。

西川委員長 松林委員。

松林委員 グループワークの説明、グループワークに入る前に説明あるんやけど、具体的にはどういうふうな説明をされるおつもりですか。

西川委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 まず形式として、ファシリテーターという方というか、私たち議員の中から各テーブルに1名、ファシリテーターがいて、その方の司会進行で行いますよということと、あと、今考えて皆さんのご意見もお聞きしたいんですけども、出た意見を付箋か何かを書いて、それで模造紙みたいなのに貼って行って、グループ発表するという形がいいんじゃないかなというのを、いろいろ話して出てるんですけども、そのときにいろいろ細かいことを書いていただくようなサブの方をつけてやろかなというふうに思ってるんですけど、そういったグループワークの流れみたいなものを簡単に説明するのと、あと、ルールづくりです。以前、多分研修に行ったときに、皆さん、ルールづくりをされていて、1人の人が長くしゃべらないようにとかという、ルールづくりのことについてお話しするという、本当に簡単に、5分で終わるような説明をしたいなというふうには思ってるんですけども。

西川委員長 松林委員。

松林委員 たしか前のときの研修行ったときに、6つほどあったんかな、条件は。他人の発言に対して批判しないとか、ああいうところは非常に大事になってくるかなと思うんです。そこら辺は、やっぱり、紙か何かでも書いて提示してもらおうほうがええかなと思うんです。でなかったら、また違う方向性に行ってしまうので、そこら辺はよろしくお願いします。

西川委員長 取り急ぎ、タイムスケジュールのほうを、これでまずいいかというのを皆さんのほうで、タイムスケジュールということは、挨拶、議会報告があったりとか、総務建設で報告があっ

たりとか、この辺のことも関わってきますので、タイムスケジュールでまず確定していききたいなと思っております。

柴田副委員長 今回、やっぱりグループワークを中心にしたいので、合計80分、グループワークに取ってるんですけども、それについてとか、例えば10分、10分、10分が短か過ぎるのではないかとかっていうような、もし、ご意見とかいろいろあれば、お聞きしたいと思います。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 まず、時間配分のことの前に1個だけ確認をしたいんですけども、先ほど副委員長がおっしゃったような、KJ法のような形でグループワークをされるというふうに理解してるんですが、それぞれの常任委員会からの報告というものは、1つは、常任委員会というのはいくつという役割を持ってますよということと、それから、こういうテーマ、特に調査案件とかについて、今これに取り組んでますよということで、それが直接グループワークに影響するわけではないということで、そういう理解で大丈夫ですよ。ということであれば、大体話していると、5分じゃ、各常任委員会は短いかないと思いますので、10分程度ということで、議会についてもということで、10分、10分、10分を超えない程度という形で、グループワークの時間をしっかり取るという形で今つくってくださってるので、私はこれが適切かなというふうに理解いたします。

西川委員長 ありがとうございます。今、担当のほうも書かせていただいておりますけども、今、総務建設の報告については、一応委員長の報告ということにさせていただいております。厚生文教のほうも、委員長の報告という形にさせていただいております。議会報告、これ、何すんねやというところなんですけども、前、議長も含めて正副で話し合った結果、3月当初の予算であったりとか、その辺を話をさせていただくのがええのかなというふうに考えておるところでございます。担当については空白でございますし、まだ決めてないところなんですけども、そういう形で議会報告はさせていただきたいなと思っております。

杉本委員。

杉本委員 厚文のほう、一応僕の名前が挙がってるんで、決めていただいて10分というのは、その10が長いのか短いのかというのは僕の独断では判断しかねないんで、今、厚文のほうは難しい問題に手を出そうとして、それも発表の対象になるのかなと思うんですけども、それでその発表をするときに、もうちょっと長く時間要るんじゃないのという声も出るかもわからないですから、今のところ、これでいいですというのは僕よう言わんけども、できるだけ、これに合わせたスケジュールでやろうかなと思いますけども、内容によっては、15分にしてくださいよという交渉もあり得るかなって若干思いながら、ただ、今の段で決めていただいている大筋は、これで次の協議会で僕、一遍、皆さんに諮ってもらって、その辺で、これでいかせてもらいますというのは、そこで判断したいと思います。

西川委員長 川村委員。

川村委員 確認なんですけども、これ、市民懇談会、主催は葛城市議会ということで、挨拶なんですけども、議長が後ろになってるんですけど、何か理由があるんですか。

柴田副委員長 まず、主催が議会改革でという考え方で、私たち、そういうふうに一応決めたんです

けれども、もし、何か、いろいろそれに関してもご意見があれば、聞いておきたいなと思います。

川村委員 主催をはっきりしておくべきやと思うんです。

西川委員長 そうですね。前回、議会改革のほうで、議員定数の話もいろいろありましたので、前回は議会改革のほうで取りまとめをさせていただいて、挨拶を冒頭させていただいたという流れの中、今、来てますけども、それに倣って今させていただいたというところではあります。特段、そやから、やはりここに、もしかしたら、議長が前のときもあるし、もしかしたら、議会改革の前に議運というのもありますので、その辺も、主催がどこかって言われたら、今取りまとめさせていただいてるのは、今こうやって皆さんにお話しさせてもらってるのは議会改革でさせていただいておりますけども、ということはありませんね。皆さんのご意見いただけたらと思いますけども。

西井委員。

西井委員 これ、議会改革でやられてんねんけど、主催は議会と。事業推進は議会改革というふうにしてもらうのが、やっぱり議会としては格好ええんじゃないかなと。そやから、議会の代表者としての議長の挨拶を先に、議会改革の委員長が事業推進の委員長としての挨拶してもらうのが、今、川村委員おっしゃったように、そのほうが対外的にも、どっちが上とか、そんなんじやのうて、対外的な問題からいうたら、そのほうがええと思います。

西川委員長 そうですね。今おっしゃったのは重々分かります。

杉本委員。

杉本委員 僕も、川村委員さんおっしゃるとおりだと思うんです。挨拶の内容も、まず、「来てくれてありがとうございます」から始まって、一番最後に、これはこんなことをこの部署として市に持っていきますという最後の挨拶で、挨拶の内容もそっちのほうに向いてるんじゃないですかね、単純に。

西川委員長 分かりました。

谷原委員。

谷原委員 私も、議長、議会としてやるということで、僕は、議会改革特別委員会委員長の挨拶は、申し訳ないけれども、やらなくてもいいと思います。議会改革としてこういう形で取り組んで、紹介は議長のほうから、委員長を先頭にやっていただいて、今回開いてますというふうなことで、時間も短縮できるので、議長のほうから、挨拶と議会で今取り組んでいることを紹介していただいて、その中で議会改革の在り方についても紹介していただいて、でいいと思う。最後は副議長になるんかな。挨拶するんやったらね。つまり、議会としてしっかりと皆さんの声を受け止めていきますと、重みをつけたほうがいいように思います。

西川委員長 皆さん、そのようなご意見ですので、よろしいですかね。その辺で入れ替えさせていただきたいなと思います。議長、そのようにお願いしたいなと思います。

そうしたら、タイムスケジュールについては、今、皆さんの意見あったところを除いて、大体このようなタイムスケジュールで進めさせていただきたいなというところがございます。それでは、スケジュールについては、このようにさせていただきたいと思います。

続いて、先ほど柴田副委員長からもあったんですけども、グループワークで今回話し合っていたということになります。テーマについて今度ご協議をしていただきたいなというところございまして、先日、議長と事務局と正副とで、交えて打合せを行いました。そのときには、やはりファシリテーターがグループに1人についていただきますので、それによって進めやすいテーマにしようかということを考えさせていただきました。そこで意見、まとめさせていただいたのが、ここにも書いてますけども、さらに住みよい葛城市にするためというテーマを案として今回ご提示をさせていただいております。

市長が、住みよさランキングが上位である、上位であるということを常に言われておるとこなんですけども、現実、市民の皆さんは本当どう考えておられるのかということもありますし、また、さらに住みよい葛城市にしていくにはどうしたらいいのかという、参加者のほうからしても意見が出やすいテーマなのかなと、ファシリテーターもまとめやすいテーマなのかなというところで、このように今回提案をさせていただいておるところでございます。これについて皆さんのご意見をいただきたいなというところでございます。

吉村委員。

吉村委員 さらに住みよい葛城市にするためにというのは、非常に多岐にわたる議論ができるテーマだと思います。例えば、具体的には、人によっては、あるいは公共施設、ファシリティーのことをおっしゃる方もいらっしゃるかもしれないですし、それから、あるいは商業施設の事を考えられる方、あるいは交通機関であったりとか、いろんな、ほかのサービスというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃると思いますので、老若男女、それぞれのグループで別々のそういうふうなことが出しやすいというふうに思いますので、多分そういうふうと考えてこのテーマ設定をされたと思います。私も、入りやすいし、いろんな人たちが夢を語りやすいというふうなことだと思いますので、非常にずっと入りやすい、いいテーマなんじゃないかなというふうに思います。

西川委員長 ありがとうございます。

ほか、ご意見ございますでしょうか。

坂本委員。

坂本委員 研修に行きました京丹後市のグループワークでのテーマに関しましても、市制20周年のこれからの地域づくりについてとか、地域の将来についてとか、そういう大きいテーマをテーマとして挙げられてますので、今回出されてます、さらに住みよい葛城市にするためにという、そういうテーマも、今、いろんな考えの方がいらっしゃるかと思いますけれども、いろいろ意見が出やすいテーマだと思うので、よろしいかと私は思います。

西川委員長 ありがとうございます。

杉本委員。

杉本委員 いいと思うんですよ。「さらに」ってつける意味って何なのかなと。「さらに」って、バージョンアップします、みたいなんじゃないかと、もっと平たく聞けるという意味で、「さらに」ってつける意味はあまり分からなくなってる感じですね。

柴田副委員長 私たち、市長がいつも、住みよさランキング、今、42位か43位かっておっしゃってる

ので、住みよいまちなんですよってということは、皆さんにも、市民の方にも行き渡ってると思うんですけど、そこの上に、さらに住みよ葛城市にするためにということで、「さらに」をつけたという経緯があるんですけども、それで「さらに」をつけました。市民さんが「さらに」かどうかというのは、それぞれ多分あると思うので、その辺りは検討の余地はあるのかなとは思いますが。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 市長がおっしゃるのは、おっしゃってもうたらしいんですけども、市議会としての場で「さらに」ってつけるのは、何か整合性が合わへんというか、市長がおっしゃるのは、それはそう、そういう結果が出てからそうやけど、我々、さらにやるねんけど、ただ、今の中の問題意識を抽出するって意味では、今、現状が上という表現じゃなくて、フラットの状態で皆さんの声を聞きたいって意味では、「さらに」って入ってるのは、僕、違和感があるのかなと。皆さんの意見は分からないですけど、何か頭ごなしに、葛城市はいいまちで、次どうしまっかみたいなのは、ちょっと違和感があるような気がするんですけどね。

西川委員長 皆さん、今の意見に対してどうでしょうか。

川村委員。

川村委員 議会が住みよ葛城市にするためにというほうがいいと思います。だから、「さらに」は要らないと思います。「さらに」というのは、本当に今現状がいいという基準の中で「さらに」ということなので、議会としての立場を保持するために、住みよ葛城市にするためにという、シンプルにいったらいいんじゃないかなと私も思います。すごく「さらに」は、私も引っかかりました。

西川委員長 どうでしょうか、皆さん。

西井委員。

西井委員 今、川村委員おっしゃったとおり、理事者側は理事者側の目標として、また、住みよさランキング30位とか、これは前市長のときも30位。ところがそのときには、あんな一部の報道だけやないかと。これもまた事実だと思います。そやから、「さらに」やのうて、今、川村委員がおっしゃったような形で、もっと、逆を言えば、我々も厳しい判断をしなければならぬけど、逆に、もっとこないしたらええん違うかという条件の中で、病院造れとか、そういう話は絶対出てくると。それを覚悟の上に回答するというのも議会としては必要やと。一時はね、葬式するところが、費用が高いから葬式場造れ、とかいう声も多かったと。そやから、費用対効果も含めて、ちゃんと、欲しいことは市民としては、いろんな問題が、さらによくするためにはこないしたらええやろうという注文は絶対増えると。しかしながら、それができにくいということも含めて、議員自身がやはり慎重に考えながら発言するという必要性、それと、市民の要望のランキングというのは、これ、議員が聞いたから、このような要望がこんだけありましたという報告を市長側にもする必要があるというのは、こんな声が市民の声でありますよということも指示できるような形でまとめるべきやと思っております。

西川委員長 ありがとうございます。それでは、今、皆さん、テーマのことについてなんですけど、大方の意見いただいた中では、やっぱり「さらに」というところについては、やはり理事者

が言うのにはいいかもしれないですけど、私たちは、問題提起も必要な、議会としてもやっぱり市民の皆さんの声を聞いてというところもありますので、案として、これ、今日決めていただかん、チラシ間に合わへんで、テーマ、そやから、これ「さらに」をとらせていただいて、住みよい葛城市にするためにという形で決定をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そうしたら、そのようにさせていただきたいと思います。

テーマについてはそのように進めますので、次に、市民の参加定員とグループワークの数、それに伴ってファシリテーターの人数などについてご協議願いたいと思います。これにつきましても、正副の打合せのときに案を考えております。5グループで、1グループは市民の方々が8名、ファシリテーターが各グループに1名で5名、ファシリテーターのサブと書記とか、その辺で、各グループに1人ずつ、計5人、議員はそやから計10名で、各テーブルに2名ずつ配置をさせていただきたい。

参加される市民については、40名という形で提案をさせていただきたいと今思っておるところでございます。これについては、やはり小ホールで、前回の会議では上も使ってとかもあったんですけど、やはりまとまりが難しいなというところで、机の数も考えて、ほんなら5テーブル、8名がマックスであろうというところで考えさせていただいて、40名というふうにさせていただいたところでございます。これについても、チラシに募集定員として載せやなあかんで、今日決めていただきたいというところでございます。ご意見のほうよろしく願いたいします。

杉本委員。

杉本委員 これは考え方としては、会場の規模を考えたときに5グループぐらいが正当であろう。そこに8名ぐらいが市民の方来ていただいたら妥当であろう。これは分かるんですけども、ファシリテーターとサブ合わせて10人じゃないですか。残り4人は何してるんですかね。というのと、どうやってその10人決める。全員がやるんやったら分かるんですよ。全員がやるんやったら、どっちかやれよみたいな感じで2人がもめたらええんやろうけど、4人が余るということは格差出るような気するんですよ。例えば、総建、厚文、議会報告の方はのけるとかという、そういう決め方が会場ありきでやってるから、そこのあれがあんのかなって。議員の数がこんだけで、こんだけグループあるから、こんだけ見ましようやったら、つじつま合うてくと思うんですけども、会場に合わせたらこうなっちゃうのは致し方ないと思うんですけども、今これでいきますとなったら、決め方を聞いておかないと格差出てしまうと思うんですよ。その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

西川委員長 今こちらで考えてるのは、誰が誰という担当まで決めてませんねんけど、去年やらしてもらった反省点としては、やっぱり1人ずつ、何かしらのしっかりとした役割を持っていたきたいというところがありまして、今、もちろん、挨拶していただいている方、今、総務建設委員長と厚文の委員長と2名いらっしゃいます。議会報告の方、誰かにしていただかんあかんと思ってます。それと議長、それと副議長が最後挨拶するのやったら、5名は除くと、

まずは、このグループワークの中にはね。その中であと残り10名というところで振り分けをさせていただきたいと。ただ、ファシリテーターについても、どういうふうに決めるかというところが難しいなというところもあります。その5名を除いた中でね。その辺については、まだこれから考えさせていただきたいんですけども、何せ、役割を全て全員が何かを持つというところで決めさせていただきました。

吉村委員。

吉村委員 あと、ファシリテーター、メインの方と、それからサブの方といらっしゃって、役割をどういうふうにされるのかというのを確認したいなと思うんです。今回、前も委員長はかなり苦勞されたと思うんですが、意見とか、わーとか言わはって、結構長かったりとかする、時間管理というのが一番難しいと思うので、例えばサブの方に、メインの方って切るのはなかなか、やらなきゃいかんのですけども、機械的に切ってもらサブの方がいらっしゃるとか、あるいはKJ法ということであれば、サブの方は付箋のほうを書いて貼ったりとかするのをされるのか。その辺りのイメージを今教えてもらえたらと思います。

西川委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 今のところなんですけれども、ファシリテーターは司会進行のような形で、皆さんのご意見を聞いてということで、順番に回していったりとか、いろいろあると思うんですけれども、まず、ルールづくりをしなければいけないということで、ルールの中で、1人1分、または2分でお話してくださいというのは、まずは皆さんに理解していただいた上で司会進行していただくということで、あと、出た意見はやはり書き留めたりしておかないと、忘れてしまったりとかするので、サブの方に出た意見を付箋に書いていただいて、それを模造紙とかに貼り付けていっていただく役割をサブの方にさせていただきたいなというふうな、イメージとしてそういうのを持ってるんですけれども、あと、私たち全員なんですけど、ファシリテーターとして研修を受けたわけでもないの、なかなか難しい部分があると思うんですけど、その辺りもフォローできるように、簡単な文言とかを最初に決めておいたりとか、あと、やはり参加者の方って多分、全然、初対面の方とかも多いと思うので、なかなか固くなって意見が出ないかもしれないので、そういった場合に最初にアイスブレイクとしてクイズをすとか、何かそういったアイデアも、各自、ファシリテーターになった人は考えてくださってもいいんですけれども、こちらからも提案させていただいて、まずは場を和ませる、司会の方が、ファシリテーターが場を和ませて意見が出やすいようにするということと、意見が多分いろいろ、ばらばらに出ると思うんですけれども、その辺りの誘導とかも、シナリオの中にいろんな注意点とかも書かせていただけたらなとは思ってるんですけど、主な役割としては、そういう感じと考えております。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 ファシリテーターについては、大体雰囲気というか、ありがとうございます。分かりました。グループの人数を決める前に、グループ発表のイメージ、これも分からないので、ファシリテーター、グループ発表についてはどのようなイメージなのか、簡単をお願いします。

西川委員長 柴田副委員長。

柴田副委員長 グループ発表についても、1グループ5分ぐらいを考えておまして、参加者の中から代表のような方に出させていただいて、すごく具体的にまだ考えてるわけではないんですけども、貼った付箋をどこかホワイトボードか何かに貼り付けながら、こういう意見が出ました。発表する方が、もし、市民の方が難しいようであれば、ファシリテーターが代表してやってもいいと思うんですけども、それで5分ぐらいで、こういった主な意見というか、そういうのをほかのグループの方に聞いていただくというようなイメージを持っています。

西川委員長 吉村委員。

吉村委員 グループ発表につきましては、一般論としては、グループで仲よくなっただいて、その中でリーダーを決めてというふうなのがいいんだろうなと思うんですけど、なかなか、もしかしたら難しい場合もあるかもしれないので、その辺り、ルールだけは決めといたほうがいいかなとは思っています。

8名というのは、この前の議論でもありましたけど、上限の定数ですよ。そういうふうな意味だと思いますので、大体これぐらいの人数なのかなというふうなことは理解、私もこれぐらいかなというふうに思います。

あとはファシリテーターの役割とサブの役割と、こちら辺はやはりきちっと決めておかないと、当日かなり大変かなというふうに思いました。

以上です。

西川委員長 ありがとうございます。

そうしたら人数なんですけども、これもチラシに募集で載せやんなので、40名という形で8名の5グループ、40名という形で決定をさせていただきたいと思いますが、ご異議…

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 40名という形で決定をさせていただきたいと思います。

続いて、グループ数も定員も今決めていただいたので、最後に、市民の参加申込みの締切りとチラシの内容、レイアウトなどについてなんですけども、これについては、かなりタイトなスケジュールになってくるんです。最初7月でいいかなと思ったんですけど、これ、募集のことを考えると、全く遅いなということになってしましまして、6月の広報に載せさせていただきたいというところで、今こうやって急遽、皆さんに決めていただいているところでございます。

6月広報に折り込みするには、今日決めていただいたのを、成果品の納品について、チラシの納品について、5月の中旬に間に合わせなあかんということでございます。委員の皆様にはレイアウトの校正等確認をしていただくということが非常に、これ、もう時間的に困難になってくると考えております。この前、皆さんで正副集まって、議長も集まって打合せさせていただいてる中に、議長がチラシの原稿の作成を、こんだけ時間ないんやったら、するよと言っていただいております。甘えて申し訳ないんですけども、本委員会としては、議長のお気持ちに甘えて、チラシの構成、レイアウトというのを議長にお願いをしようかなと思っておるとこなんです。これも、もう皆さんに構成を、意見をいただくというところがなかなか

かできないと思うんです。LINEWORKS等々で、こういう形になります。出る前に確認をしていただくということは可能かなとは思って、LINEWORKS等で、ただ、皆さんに、こう変えたらいいよとか、そういうご意見をいただくということはスケジュール的に厳しいかなと思いますので、議長さえよろしければ、お願いをさせていただきたいんですけど、議長、よろしいでしょうか。

奥本議長。

奥本議長 先週確認したところでは、来週の水曜日に企画政策にチェックのために原稿を渡してほしいという話になってます。今日、これ内容、大体確認いたしましたんで、つくって確認していただけたとしても、もう28しかないんですよ。間に合ったらLINEWORKSで流せるようには頑張りますけども、恐らく28日、夜遅くぐらいになるか分かりませんが、そこをお願いします。そこでもし、何かこの訂正というのがありましたら、それを反映して、30日、委員長、正副に任せますので、企画政策のほうへ持って行っていただいてという、それでお願いできるのであれば、オーケーです。

西川委員長 ありがとうございます。議長のお言葉に甘えさせていただきたいと思いますが、これで皆さんもご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 ありがとうございます。

柴田副委員長。

柴田副委員長 それは広報なんですけど、議会だよりの次の6月号にも大きく掲載しようと思ってますので、よろしくをお願いします。

西川委員長 そうしたら、今のチラシの件については、レイアウト等は議長に一旦お任せをさせていただくということで、できればLINEWORKSで皆さんに可能ならば送らせていただくと。修正とかはなかなか難しいかもしれませんが、正副一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 そのようにさせていただきたいと思います。

ほか、ご意見。

谷原委員。

谷原委員 ファシリテーターということなんですが、これについては、できたら研修をしていただけたらと思うんです。実際にファシリテーターは難しいと、私も経験もないし、やっぱりちゃんとした専門家の方に、ある程度ファシリテーターの心構えなどをあれしていただければ、日程的に難しいかもわかりませんが、少なくとも、資料などはいただかないと、いろいろな意見が出てきたときの取りまとめとか、その他の流し方とか、協力的な方ばっかしだったらいいと思うんですけど、何か言うてやろうということで時間いっぱい取られる方がおったときの差配の仕方とか、やっぱりあると思うんですよ。成功させるためには、何か簡単でもいいですけど、議会事務局のほうでも探していただいて、2時間でもね、やるだけでも違うと思うんです。1回ね。全く何もなくて私やるのね、不安を感じる場所がありま

すので、資料があれば資料を、最悪、そういうのでお願いできたらと思います。

西川委員長 分かりました。講師をといるところは、1回、その辺はまだ「はい」とは言えませんが、何かしら資料は、ファシリテーターをしていただくために資料は必要やと思いますし、ある程度の、1回、リハーサル的なものは必要かなと思っておりますので、その辺については検討させていただきたいなと思います。

ほか。

杉本委員。

杉本委員 チラシはもう議長に一任させてもらうんですけども、テーマでね、住みよい葛城市にするためって、なかなかストライクゾーンが広過ぎるんです。チラシに一言、どういう声を聞かせてほしいのかというのをに入れていただきたいと思います。なかなか広過ぎると思うんですよ、これ。例えばとかでもいいですし、それを入れていただきたいのが1個。

今、気になったんですけど、タイムスケジュール、ぶっ通しでやるんですよ。休憩なしで。ほんでね、グループワークとグループの発表の間に休憩入れて、グループワークで集まった声を一旦整理せなあかんような気するんですよ。1回目の発表する前の人を。ここに若干休憩時間みたいなのを入れたほうがええんちゃいますかね。連続でいけます、これ。2時間、下手したら、前のことを考えたら2時間半やるんですよ。3時間か。前、30分ぐらい押したでしょう、前回。ですよ。ということ考えたら、休憩の時間がどっかにないって思ったりもするんですけど、それはもう無理やったら無理でいいんですけど、これ見とったら、こんだけぶちぎりでできるかなと思いつつ、ほんで、ここで隙があるとしたら、発表の前にやっぱり1回目通さなあかんと思うんですよ、みんな。全部が全部言うてしもうてもって思うから、その時間も踏まえて休憩時間をここで入れたほうがいいんじゃないかなという意見だけ言っておきます。

西川委員長 今の話ですけど、チラシに載せるのは、時間は何時から何時までって今載せるんですね。今ね。入れるんでしたら、その時間をもう入れて、例えば10分入れるんでしたら4時10分までとかにしておいたほうがいいと思うんですけど、時間をチラシに載せやなあかんのです。今の話やったら、グループワークが終わってグループ発表の前に10分間の休憩、10分からは分からないですけど、それぐらいを入れたらいいかなという感じですかね。どうでしょうか。

川村委員。

川村委員 先ほど副委員長は付箋を貼ってと言ってましたよね。これ、50分で8人ですから、本当に、1つの、誰か意見が出て、それをやり取りする、ラリーしていくというのは、非常にそこで1人の意見だけのことで盛り上がってしまうということで時間は足りないと思うんですね。さっき、テーマを書いているので、当日、ご意見考えてきてくださいみたいなことを書いておいて、メモに、付箋に自分が言ったことを書いてくださいと。それを全部机のところに出して、結局10分で書記がまとめられるというのは非常に難しいんです。1個1個ヒアリングしててまとめるのも、結構5分ずつ話しはったら、かなり時間的にはもうタイトな感じで書記さんも書いていかなあかんので、やっぱり書いたものをまとめ、書いたものをとにかく出しもらって、10分でそれを見て整理してもらって、それで発表のときには、それを見ながら、

こんな意見、こんな意見、こんな意見が出ましたというふうに持っていかないと、なかなか、口頭の書き写しはこの10分で整理というのも、私も、いろんな更生保護なんかでもよくやってるんですけど、後でまとめるということはできるんですけど、そのときの10分で書記さんがまとめるのも、なかなか、一生懸命聞かないとできない。書けないことはないんですけども、でも、漏れ落ち等も考えたときに、ワークショップとして書いたものを貼り付けていって、それを漏れ落ちないかという皆さんの意見を反映できるような、そういうような工夫ができないものかということ、とにかくこの時間で、グループワークが50分したとしても、あと10分、ここに10分だけ延長して、グループワークと発表までの間に整理してという時間は、10分ぐらいは要るのかなと思うんですけども、その間に、要するに、このグループとしての議論をまとめて発言せなあかんので、とにかく書いたものをもう一回見直すというような方法が精いっぱいなんじゃないのかなっていうふうに思います。

これ、2時間で一応終了になってますので、それ以上の時間、かなり30分でもこうするとしんどくなってきますので、だから、このタイムスケジュールで私はいいと思うんですけども、プラスアルファ10分というのは、整理する時間というか、そんなんにされてもいいのかなど、これは私の意見ですけど、皆さん、またご意見聞かせていただきたいとと思いますけど。書いたものを置かないと、なかなか、それを書記さんが筆記して整理できないと思います。よくワークショップしてるようなスタイルですよ。そんな感じでいかないと、みんなの意見が反映できない。来た人が、私の意見入ってないとか、そんなことになってもいいかんのかなと思いますのでね。

西川委員長 松林委員。

松林委員 先ほど川村委員言われたように、書記が聞いたことをまとめて書いて貼るいうたら、かなり手間がかかると思いますので、やっぱり事前にテーマ出しといてね、住みよい葛城市にするためにということ、私はこのことを言いたいということ、事前にメモか何か書いてきてもらって、ここへ貼り付けるという、そういうふうな形でするほうが効率的ではないかな。どうしても時間が押してきますのでね、そういうやり方がいいかなと思います。

西川委員長 谷原委員。

谷原委員 先ほどファシリテーターのことも言うたんですけども、運営の仕方を、話が横にどんどんそれていくのは申し訳ないんですけども、運営の仕方をもう一回、きちっとやったほうがいいと思います。よくあるのは、来てから最初の5分、10分なりに、自分がまちづくりで関心のあることを書いてもらって、それをグループ分けした模造紙に貼って行っていただいて、多いところを中心に皆さんで交流しましょうとか、いろんなやり方はあると思うんです。時間に沿ってね。だから、どういう運営の仕方をするかいうのをもうちょっと細かく、やっぱり検討しておいたほうがいいと思うんです。その上で、先ほど杉本委員がおっしゃったように、10分休憩取って、そうしたら模造紙でこういう議論をしました。こういうところが非常にたくさん要望が出ました。この分野ですか。そういうふうなことで簡単にまとめようと思ったらそれでまとめられると思いますので、私は、この日程、時間帯でもやれるやり方はあると思うので、このスケジュール、タイムで、10分延長、4時10分終了ぐらいで、10分休憩

入れたらいいと思います。

西川委員長 まだグループワークのところの、今ご意見いただいたところもありますので、グループワークの内容というのはやっぱりもうちょっと詰めていかんなのかなというところありますけども、休憩を入れるかどうかは、もう入れておいたほうがええかなと思いますので、グループ発表の前に10分間の休憩を入れさせていただいて、そこである程度、どういうあれになるか分らんのですが、まとめをするという形をとらせていただきたいと思いますので、ほんなら、4時10分まで。

杉本委員。

杉本委員 これ、午後2時から2時間予定とかいう告知の仕方は駄目なんですか。終わる時間をばちっと、去年も終わってないわけじゃないですか。2時間予定しています……。

西川委員長 岩永調整員。

岩永書記 去年のアンケートの中に、時間守ってないやないかというのがあったんですね。だから、やはり終わる時間もちゃんと設定した上で、今度はしっかり守るよということで、きっちりやったほうがいいと思います。

西川委員長 杉本委員。

杉本委員 逆に終わる時間、4時半とかでもええってことですかね。というのは、僕ね、懸念してるのが、やったことないですやんか。上の厚文の報告まではやったことあるから、大体イメージはつくんですよ。グループワークの説明からその下がね、うだうだになったら、誰行くねん、誰行くねんとかになったら、あいつら、何しとんねんってなるのが、うだうだになるタイミングはここやと思うんですよ、僕。だから余分もって10分か15分か、例えば、それ言うのか、言わんのかともめたり、がちやがちやする時間というのは、余裕を持って、あったほうがええというか、100パーあったほうがええと思うんですよ。ここでもたついてがちやがちややってたら、それやったら、もうタバコ吸いにいったほうがええんちゃうんかいとかってなる時間帯やと思うんですよ、僕、ほんまにこれ。この辺で休憩一旦とって、議員がちゃんとこれとこれとこれ、こんな感じで言いますねんって、ある程度、そのときに担当、または4人余ってるわけじゃないですか。それでまとめて、これでいこうというふうにしてやったほうがええと思いますね。

西川委員長 分かりました。今の話、どっちにしても、時間をきっちり決めとくと、告知するときにはね。15分を取らせてもらいましょうか。グループワークと発表の前に15分ぐらいあったら、きっちりまとめれるのか、グループワークが、もしかしたら、その分ずれてきたとしても。というところもあると思うので、4時15分という形で、グループ発表の前に15分間の休憩を取らせていただくというような形でやらせていただきましょうか。そのようにタイムスケジュールは変えさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 そうしたら、4時15分までというところで、1時30分の受付の2時開会、4時15分の終了という形でスケジュールのほうを決定させていただきたいと思います。

そのほか、大丈夫ですか。大丈夫ですかというよりも、なかなか、まだイメージがつかへ

んと思いますので、6月も委員会もちろんさせていただきますので、何かしらそこでも、全員やってもらわなあかんで、全員集まってるときを設定せなあかんと思いますので、その辺、また皆さん、ご協力をしていただけたらなと思います。

川村委員。

川村委員 これは7月なんですけど、お茶は準備するんですか。どうしますか。

西川委員長 その辺は、皆さん、どうでしょう。今、川村委員のほうから、お茶の用意はどうしますかと。暑い時期ですし、配慮というところもありますので、どう思いますか。

奥本議長。

奥本議長 先週の人権を確かめる記念日集会で、1人、救急搬送された方がいてるんです。いろいろ状況を、看護師の方とかいらっしやっただけども、やはり熱中症違うかという見解だったんです。水分補給というのは必ず大事なんで、言っても、個人で気づかんうちに、やっぱり季節の変わり目というのは水分が足りてない状況が生じるっておっしゃってたんで、用意したほうがいいような気がしますね。

西川委員長 皆さん、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西川委員長 分かりました。そうしたら、お茶のほうをご用意させていただくというところで決定をさせていただきます。

そのほか、何か気になる点、いろいろあると思いますけども、大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

西川委員長 それでは、チラシに載せる分については、皆さんに今決定をしていただきましたので、議長、よろしく願いをいたします。

それでは、協議案件2についてもこの程度にさせていただきます。

続きまして、最後の協議案件3になります。葛城市議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

令和6年の12月議会において、次回市議会議員選挙における定数について、15名から13名にする議員発議があり、賛成多数で可決をされました。この議員定数の在り方については、本委員会においても長期にわたり調査をし、協議を重ねてまいりました。本委員会での統一した議員定数についての方向性というのは出せなかったのですが、議員定数を変えたことによる現行条例の影響について事前に調査をしておいたので、この機会に情報提供をしておきたいと思います。

なお、お示しします条例の改正については、議会運営委員会で協議していただくことになるとと思いますので、ご了承を願います。

それでは、必要な条例改正について事務局から説明をお願いいたします。

岩永調整員。

岩永書記 それでは、葛城市議会委員会条例のほうが必要になると思いますので、必要な箇所について説明をいたします。

資料の9ページに、改正箇所と改正案について分かりやすく表現してありますので、それを見

てください。

最初に第2条ですが、ここには2つの常任委員会の委員定数が示されています。第2項第1号が総務建設常任委員会、第2号が厚生文教常任委員会となっております。現行では、ご存じのとおり、総務建設常任委員会が8人、厚生文教常任委員会が7人ですが、1案としては、議員2名減をそれぞれの委員会に振り分け、減したもので、総務建設常任委員会が7名、厚生文教常任委員会が6人とするものです。2案は、2名の減を総務建設常任委員会から差し引いたもの、3案は、議長はどちらの常任委員会にも入らずに、残り12人の議員を6人ずつに振り分けたものです。大体考えられる案としては、この3つぐらいかなというふうに考えております。ただし、この3案、議長が入らない場合には、ここには今書いてませんが、2条の第1項、「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」のこの文に付け加えて、議長は常任委員にはならない旨の表記は必要であるというふうに考えております。

次に、第3条、真ん中のところです。これは今回の改正理由とは関係ないんですけども、文言の間違いをこの機会に修正するものです。

最後に第4条ですが、これは議会運営委員会の定数が示されています。現行は8人以内となっておりますが、1案では、議員2名減をそのまま反映し、6人とするものです。これにより、両常任委員会から3名ずつ選出していただくことになると思います。2案は、議員2人減ですが、議会運営委員会の委員は1名減としたものです。現行で8人以内と、これ、以内という表記をされていますが、委員会の定数については明確にする必要があり、現状では不適切であると、4年前に研修を受けましたが、広瀬先生から指摘を受けてたことがありますので、今回の改正で「以内」というのは消したいと考えております。

本条例の改正の施行期日ですが、10ページの附則の部分をご覧ください、この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙により議員となった者の任期の初日から適用するというので、次に行われる市議会議員の一般選挙から、すなわち議員定数が13人になる選挙で選ばれた者の任期の初日からということになります。

なお、10ページとか、その後、11ページ以降、いつも見る新旧対照表なんですけども、これ、すみません。私個人が資料のために作ったもので、法令審議会とかは全然通ってませんので、あくまでも形的に見ていただけたらと、こんな形になりますよということで確認していただけたらと思います。

先日の議会改革の正副の打合せの際には、今お示した2条であれば、1、2、3案まで、4条では1案、2案とありますけども、普通、今の流れから言うたら、1案が現状に即しているのかなというお話は、みんなでしたたというところでございます。

以上で葛城市議会委員会条例の改正の必要な部分についての説明を終わります。

西川委員長 説明ありがとうございました。この件につきましては、最初に言ったように、議会運営委員会のほうでまた決めていただけたことになると思うので、この件につきましては、あくまでも今回情報提供ということですので、今回、委員の皆様からご意見をいただくことはしません。報告にとどめておきたいと思います。

本条例改正につきましては、市議会議員の次の改選までに済ませておくということが必要

だと思しますので、9月の定例会までには改正をしておく必要があると思います。委員の皆様についてもご承知おきを願いたいと思います。

調査案件3、葛城市議会委員会条例の改正については、報告として以上とさせていただきます。

本日の調査案件については以上でございます。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。

増田委員。

(増田議員の発言あり)

西川委員長 皆さん、長時間ありがとうございました。市民懇談会についても、まだいろいろと皆さんにイメージをしてもらうために、もうちょっと正副または議長のほうも含めて、いろいろと練っていきたく。ほんで、皆様にスムーズに当日、闊達なご議論もしていただけるような形をしつらえをさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと附属機関の委員会のほうに関しましても、今日いただいた意見、理事者のほうにも突きつけて、調整を図って、今度6月の議会改革のときにでも、皆様にご提示ができるような形をとっていければなと思いますので、何分、いろいろとばたばた、もう時間もないですし、していくとでございますけど、議会改革のほうもしっかりと進めさせていただきたい、皆様のご協力をよろしく願いしたいなと思うところでございます。

本日は本当に、誠にありがとうございました。闊達なご議論いただきましてありがとうございました。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後4時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 西川 善浩